

平成 29 年 1 月 20 日

21 世紀金融行動原則  
署名金融機関等 各位

運営委員会共同委員長

## 21 世紀金融行動原則 臨時総会 決議事項について

平素は格別の御厚誼を賜り誠にありがとうございます。

さて、運営委員会を中心に検討を進め、昨年 7 月にパブリックコメントを募集させていただいた自走化に関する案（参考 1、2）につき、特段の反対意見がなかったことも踏まえ、皆様に決議をお諮りいたします。

<b>【議案】</b>	<b>自走化後の会費水準</b>
-------------	------------------

一 自走化後の会費水準は、署名金融機関等毎に一律年 3 万円とする。

### 〈議案の決議方法〉

- ・ 署名金融機関等に対し、書面により臨時総会を開催すること
- ・ 署名金融機関等の過半数から書面又は電子メールによる返信がなされ、その過半数の賛成をもって本議案を決議すること

### 〈参考〉 21 世紀金融行動原則運営規程（関係箇所抜粋）

#### 第 3 章 総会

（開催）

#### 第 7 条

（3）共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の 15 日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の 7 日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。

（5）臨時総会は、必要に応じて書面、電子メールその他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。

（決議）

第 9 条 総会の決議は、署名金融機関等の過半数が出席し、出席した署名金融機関等の過半数をもって決する。ただし、第 7 条（5）の規定により、書面又は電子メールにより臨時総会が開催された場合における決議は、署名金融機関等の過半数から書面又は電子メールによる返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の過半数をもって決する。